


長野県告示第191号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和2年4月13日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 介護老人福祉施設)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 長野県社会福祉事業団	特別養護老人ホーム 泉平ハイツ	長野市豊野町豊野2298-2	令和2年4月1日

(登録特定行為事業者 短期入所生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 長野県社会福祉事業団	泉平ハイツ短期生活介護センター	長野市豊野町豊野2298-2	令和2年4月1日

(登録特定行為事業者 特定施設入居者生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
株式会社 エスパワール	ウェルハウスのぞみサンピア	佐久市根岸3203-2	令和2年4月1日

(登録特定行為事業者 介護老人保健施設)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	老人保健施設きりとう	上伊那郡辰野町小野1290番地5	令和2年4月1日

(登録特定行為事業者 短期入所療養介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	老人保健施設きりとう	上伊那郡辰野町小野1290番地5	令和2年4月1日

(登録特定行為事業者 介護予防短期入所療養介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	老人保健施設きりとう	上伊那郡辰野町小野1290番地5	令和2年4月1日

(登録特定行為事業者 短期入所生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	地域密着型特別養護老人ホームきりとう	上伊那郡辰野町小野1290番地5	令和2年4月1日

(登録特定行為事業者 介護予防短期入所生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	地域密着型特別養護老人ホームきりとう	上伊那郡辰野町小野1290番地5	令和2年4月1日

(登録特定行為事業者 介護老人福祉施設)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人やまりき松寿会	特別養護老人ホームやまりきの郷	飯田市鼎下山1206番地	令和2年4月1日

(登録特定行為事業者 有料老人ホーム（住宅型）)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
株式会社 ハウル福祉社	住宅型有料老人ホーム ラビオラ豊科	安曇野市豊科高家1071-59	令和2年4月1日

介護支援課

長野県告示第192号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第2項の規定により、登録特定行為事業者から登録を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

令和2年4月13日

長野県知事 阿部 守一

(指定介護老人福祉施設)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録辞退年月日
社会福祉法人豊智福祉会 (指定短期入所生活介護)	特別養護老人ホーム 泉平ハイツ 泉平ハイツ短期生活介護センター	長野市豊野町豊野2298番地2 長野市豊野町豊野2298番地2	令和2年3月31日 令和2年3月31日
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録辞退年月日
社会福祉法人豊智福祉会	泉平ハイツ短期生活介護センター	長野市豊野町豊野2298番地2	令和2年3月31日

介護支援課

長野県告示第193号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

令和2年4月13日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
上野 史香	呼吸器	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
小松 裕和	心臓	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
長谷川 敦俊	視覚	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院
田尾 操	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器	佐久市小田井820-25 田尾内科
中川 隆雄	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	北佐久郡御代田町大字御代田4107-40 医療法人社団 御代田中央記念病院
富田 威	肢体不自由	北安曇郡池田町3207-1 長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センター あづみ病院

障がい者支援課

長野県告示第194号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

令和2年4月13日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
宮澤 隆志	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院	小布施町大字小布施851 特定医療法人 新生病院

相澤 充 佐久市岩村田1311-7
医療法人アレックス
佐久整形外科クリニック

佐久市佐久平駅北21-4
医療法人修文会
柳澤クリニック分院

障がい者支援課

長野県告示第195号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。
令和2年4月13日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称
藤田 勉	上田市鹿教湯温泉1308 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教 湯病院

辞退年月日
令和2年2月29日

障がい者支援課

長野県告示第196号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、長野県立総合リハビリテーションセンターの診療費及び施設入所負担金の徴収の事務を次のとおり委託しました。

令和2年4月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 受託者住所
東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地
- 2 受託者氏名
株式会社ニチイ学館
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

障がい者支援課

自然保護課

長野県告示第198号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により決定した中央アルプス国定公園に関する公園事業を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び南信州地域振興局並びに飯田市役所において縦覧に供します。

令和2年4月13日

長野県知事 阿部 守一
決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位 置
大平村県民の森野営場	[区域] 飯田市上飯田

自然保護課

長野県告示第197号

長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第6条の2第1項の規定により御岳県立公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び木曾地域振興局並びに王滝村役場において縦覧に供します。

令和2年4月13日

長野県知事 阿部 守一

決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位 置
王滝頂上避難小屋	[区域] 木曾郡王滝村御岳国有林

長野県告示第199号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により決定した中央アルプス国定公園に関する公園事業を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び木曾地域振興局並びに南木曽町役場において縦覧に供します。

令和2年4月13日

長野県知事 阿部 守一
決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位置
鋸平野営場	[区域] 木曽郡南木曽町田立

自然保護課

長野県告示第200号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項及び第15条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、法第8条第4項及び第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該設置の許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供します。

令和2年4月13日

長野県知事 阿部 守一

1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社エコロジカル・サポート

長野市松本市大字 笹賀7170番地3

代表取締役 本郷 重美

2 廃棄物処理施設の設置の場所

松本市大字 笹賀7159番地1、同7170番地3

3 廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定する焼却施設、同令第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

(1) 一般廃棄物

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類及び動物の死体

(2) 特別管理一般廃棄物

感染性一般廃棄物

(3) 産業廃棄物

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず並びに家畜の死体

（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。）

(4) 特別管理産業廃棄物

汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1-1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、ベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）、廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1-1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、ベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 3-ジクロロプロパン、ベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）及び感染性産業廃棄物

1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、ベンゼン若しくは1, 4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）、廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1-1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、ベンゼン若しくは1, 4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 3-ジクロロプロパン、ベンゼン若しくは1, 4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）及び感染性産業廃棄物

5 申請年月日

令和元年11月26日

6 縦覧の場所

長野県環境部資源循環推進課及び長野県松本地域振興局環境・廃棄物対策課

7 縦覧の期間

令和2年4月13日（月）から令和2年5月13日（水）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

8 意見書の提出

法第8条第6項及び法第15条第6項の規定により、本件申請に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

(1) 意見書の提出期間

令和2年4月13日（月）から令和2年5月27日（水）まで

(2) 意見書の提出先

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県環境部資源循環推進課 廃棄物審査係

(3) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「株式会社エコロジカル・サポートに係る廃棄物処理施設設置許可申請書」と記載してください。）

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ウ 施設に関する具体的な利害関係

エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

資源循環推進課

長野県告示第201号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和2年4月13日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第202号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和2年4月12日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和2年4月13日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
中部家具貿易株式会社	塩尻市広丘堅石2145-150	塩尻市広丘堅石2145-150 中部家具貿易株式会社

会 計 課

長野県木曽地域振興局告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和2年3月27日付けで木曽広域連合の規約の変更を許可しました。

令和2年4月13日

長野県木曽地域振興局長 中坪成海

市町村課

長野県飯田建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年5月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年4月13日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

1 路線名 赤石岳公園線

2 供用を開始する区間

下伊那郡大鹿村大河原4896番の4地先から

下伊那郡大鹿村大河原4896番の4地先まで

3 供用を開始する期日 令和2年4月13日

道路管理課

**公告**

長野市浅河原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和2年4月13日

長野県長野地域振興局長 吉沢 正

理 事

新 任

氏 名	住 所
荒木 邦夫	長野市檀田2丁目5番9号
福澤 正隆	長野市稻田2丁目5番12号
宮下 賢太郎	長野市大字若槻東条583番地イ
竹腰 貴	長野市徳間1丁目23番1号

重 任

芳川 純吉 長野市上松3丁目3番6号

退 任

氏 名	住 所
竹内 昭宏	長野市大字徳間349番地
荒木 秀喜	長野市壇田2丁目3番1号
塙瀬 道則	長野市稻田1丁目27番35号
花岡 真一	長野市大字若槻東条1136番地

監 事

新 任

氏 名	住 所
高橋 孝一	長野市神楽橋90番4号
吉澤 隆文	長野市稻田1丁目14番12号

重 任

池田 延夫 長野市三輪10丁目3番14号

退 任

氏 名	住 所
花岡 勝明	長野市大字浅川東条105番地

農地整備課